

## 平成30年度 全国労働衛生週間 岩手労働局長メッセージ

全国労働衛生週間（10月1日から7日まで）は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第69回を迎えます。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきました。

現在の労働者の健康をめぐる状況をみると、過重労働等によって労働者の尊い命や健康が損なわれ、深刻な社会問題となっており、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、依然として半数を超えているほか、一般健康診断における有所見率が5割を超えて年々増加を続けていて、また、化学物質の危険性・有害性等に係る表示や通知が徹底されていないなどの状況が認められるところです。

このような状況を踏まえ、第13次労働災害防止計画の初年度における取組として、労働者の健康確保対策については、「働き方改革実行計画」等を踏まえた対策を推進するとともに、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立支援については、企業の意識改革や企業と医療機関の連携強化を図り、化学物質対策については、ラベル表示や安全データシート（SDS）の交付といった対策の徹底等に取り組むこととしています。

このような背景から、今年度は、

**「こころとからだの健康づくり みんなで進める働き方改革」**

をスローガンとして全国労働衛生週間が展開されます。

各事業場におかれましては、10月1日から10月7日の週間中に、職場巡視、優良職場や功績者等の表彰、各種行事などを実施していただき、また、9月1日から9月30日の準備期間中は、①過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進、②労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進、③治療と仕事の両立支援対策の推進、④化学物質による健康障害防止対策の徹底などを重点事項として実施していただくようお願いいたします。

本週間を契機として、事業場における労働衛生意識の高揚が図られるとともに、自主的な労働衛生管理活動が一層促進されることにより、本県の労働衛生水準が更に向上することを祈念いたしまして、私からのメッセージといたします。

平成30年9月1日

岩手労働局長 **永田 有**